

確定申告 住民税申告 のご案内

申告相談受付期間
平成19年2月16日(金)~3月15日(木)
(土・日は除く)

所得税は納税者が自分で1年間の所得とその税額を計算して申告し、納税するという申告納税制度をとっていますので、ご自分で申告書を作成し税務署に提出していただきますようお願いいたします。

確定申告しなければならないのに期限までに申告しなかったり、誤った申告をしたりすると後で不足の税金を納めるだけでなく、加算金や延滞金も納めなければなりません。

所得税のかからない人については、税務署での申告は不要ですが、住民税（市県民税）の申告は、国民健康保険税の軽減判定・介護保険料の算定もしくは非課税証明書の発行等をする上で必要となりますので、**収入がなくても申告してください。**（控除対象配偶者の人や扶養親族の人は除く）

所得税の確定申告をしなければならない人とは

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ② 給与を1か所から受けている人で、給与所得以外の所得（地代、家賃、原稿料等）の合計額が20万円を超える人
- ③ 常時2人以下の家事使用人のみを雇用している人に雇われている人など、給与の支給を受けている際に所得税の源泉徴収をされなかった人
- ④ 給与所得者で平成18年の途中で退職したり、転職した人
- ⑤ 日雇いやパートタイマーなどで働いていた人
- ⑥ 給与所得以外の所得があった人
- ⑦ 雑損控除、医療費控除、寄付金控除等を受けようとする人など

申告に必要な書類等

- ア 印鑑（申告書記入時に捺印が必要です。）
- イ 家族の中に給与をもらっている人がいれば、それらの人のすべての源泉徴収票
- ウ 国民年金や厚生年金、退職年金などの公的年金等をもっている人は、公的年金等のすべての源泉徴収票
- エ 日雇いによる所得のあった人は、その収入金額のわかる明細書
- オ 一時所得や譲渡所得のあった場合は、その金額のわかる関係書類
注）譲渡所得のある人は、税務署で申告してください。
- カ 帳簿を記帳されている方は、その決算書及び決算の作成の基礎となった帳簿等
- キ 不動産所得のある場合は、その内容のわかる支払調書、固定資産税課税明細書等
- ク 利子や株式の配当金のある人は、その株数、銘柄、利子や配当金額の明細書
- ケ 雑損控除を受けるときは、被害を受けられた住宅や家財の損害などの証明や領収書
- コ 国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、任意継続の健康保険料を支払っている人は、その領収書（国民年金保険料と国民年金基金保険料の場合は証明書を添付）
- サ 生命保険や個人年金の保険料を支払っている人は、支払保険料や掛金の金額などの証明書（いずれも、年末調整で提出した分は除く。）
- シ 損害保険の保険料を支払っている人は、支払保険料や掛金の金額などの証明書